

民法改正（債権法改正）

我が国の民法は、1896年（明治29年）4月、法律第89号として制定され、1898年7月より施行されているが、これまで度々、改正されてきた。近時の大改正は2017年（平成29年）5月になされているが、これは第3編「債権」を主たる対象にしているため、一般に債権法改正と呼ばれている¹。なお、改正の施行は2020年（平成32年）4月1日からである。

(1) 2017年の民法改正（債権法改正）の理由

「社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

(2) 2017年の民法改正（債権法改正）の主な内容

① 消滅時効

債権はある一定期間、行使しないと消滅する。この期間（時効期間）は、主として²民法第1編「総則」の中で定められている。

		時効期間
通常消滅時効		10年（第167条第1項）
短期消滅時効	医師や薬剤師の診療に関する債権	3年（第170条第1号）
	教育費にかかる債権	2年（第173条第3号）
	運送料、宿泊費、飲食費にかかる債権	1年（第174条第3号・第4号）
その他	不法行為に基づく損害賠償請求権	被害者が損害および加害者を知ったときから3年、不法行為の時から20年（第724条）

なお、上掲の期間が経過し、債権は消滅した後であれ、債務者が任意に履行することは許される。また、この期間の経過後に債権者が訴えを提起するケースにおいて、債務者が消滅時効を援用しないとき、裁判所は、債権は時効によって消滅していると判断してはならない（第145条）。

¹ 家族法（民法第4編・第5編）の分野でも部分的な改正が度々行われている（注34参照）。

² なお、労働者の残業代を含む賃金債権は、2年間行使しないと消滅することが労働基準法第115条で定められている。退職金にかかる請求権の時効期間は5年である（同条）。また、商法や電子記録債権法といった特別法では特例が設けられている（商法第522条、電子記録債権法第23条参照）。

2017年の民法改正によって第170条～第174条は削除された。その結果、時効期間は第166条による。なお、この規定は従来の第167条に相当するが、内容は以下のように改められる。

新第166条

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 省略

〔参考〕 租税債権の消滅時効

租税債権は、原則として法定納期限から5年間行使しないと時効により消滅する（国税通則法第72条第1項、地方税法第18条第1項）。それゆえ、各税法が定める納期限から5年間、税務署が税を徴収しないとき、納税義務者は税をおさめなくともよくなる。なお、民法第145条によるならば、債務者が消滅時効を援用しない限り、債権は消滅していないものとして扱われるが、租税債権はそれがなくても消滅し、また、本来の納税義務者は消滅時効の利益を放棄することもできない（国税通則法第72条第2項、地方税法第18条第2項）。これは租税法の統一かつ画一的執行を目的としている。

② 危険負担（第534条第1項）

建物を売買する契約が締結されたが、建物が買主に引き渡される前に建物は地震で（両当事者の責めに帰さない事由によって）崩壊した。このような場合でも買主は代金を支払わなければならないか。

現行民法	改正民法 (2020年4月1日より施行)
<p><u>第534条1項（債権者主義）</u> 特定物の売買に関しては、債権者（建物の引渡権者である買主）の負担とする。 これは、所有権は契約締結の時点で買主に移転するという考えに基づいている。</p> <p>なお、この規定は<u>強行規定</u>ではないため、必ず守らなくてはならないわけではない。実際に、上掲の規定に反し、両方で損害を折半する旨の取り決めがなさるのが一般的である（<u>契約自由の原則</u>）。</p>	<p>目的物の引渡しがなされる前、債権者（買主）の責めに帰さない事由によって目的物が消滅した場合であっても、債権者が危険を負担するという現行規定には批判が多い。そのため、この規定は削除された。</p> <p>債権者（買主）は自らの債務の履行を拒むことができる（改正第536条第1項）。また、契約を解除することもできる（同第542条第1項）。</p>

〔問題〕

- 1 第 534 条第 1 項の改正によって、実務はどう変わると考えられるか。
- 2 第 543 条但書によれば、債務者の責めに帰さない事由（天災や第 3 者の行為など）によって債務の履行が不能になったとき、債権者は契約を解除することができるのと定めるが、民法改正によって、この規定の内容はどのように変わるか説明しなさい。

③ 約款（新設）

第 548 の 4（新設）

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
 - 3 以下省略

④ 債務不履行

債務不履行とは、例えば、税理士は顧客の税務を管理しなければならないが、顧客から預かった領収書を紛失し、税務処理を行えなくなることである。また、A から事務所（部屋）を借りていた B が事務所の賃借権を C に譲渡するとき、B は賃借権の譲渡に関する承諾を A から得る義務を負うが（民法第 612 条参照）、これを適時に、または、完全に行わないことを指す（履行遅滞、不完全履行）。また、A の承諾を得ない内に事務所が火災で焼失する場合も同様である（履行不能）。この例でも上げたように、債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行の 3 つの類型がある。

【債務不履行】

態様	要件	効果
履行遅滞	①債務者に責任があること ②履行が可能なのに履行が遅れていること ③遅滞が違法なこと	損害賠償(遅延賠償、填補賠償) 契約解除権
履行不能	①債務者に責任があること ②債権発生後に履行ができなくなったこと	損害賠償(填補賠償) 契約解除権 代償請求権
不完全履行	①債務者に責任があること ②履行が不完全であること	履行の請求(追完可能なとき) 損害賠償(遅延賠償、填補賠償) 契約解除権

第 415 条は、債務不履行に基づく損害賠償請求について次のように定める。

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

〔解説〕

a. 「その債務の本旨に従った履行」

債務者が「債務の本旨に従った履行」を行ったかどうかは、法律、契約の趣旨、取引慣行等を基準として判断しなければならない。債務者の資力・能力も考慮される。

「債務の本旨に従った履行」には、債務者が意図的に履行を拒む場合だけではなく、履行したくてもできない場合（履行不能）も含まれる（通説・判例）。

b. 債務者に対する損害賠償請求

第 415 条は債務者に対する損害賠償請求についてのみ定めているが、前頁の表にあるように、債権者は契約を解除することもできる（541～543 条参照）。

なお、債務の履行が可能な場合は、契約の解除を行わず、債務の強制履行を求め、裁判所に訴えることもできる（第 414 条）。

c. 債務者の帰責事由

「債務者の責めに帰すべき事由」とは、債務者に故意・過失があったことを指す。その有無は債務の目的に応じて判断される。

履行補助者の故意・過失も含まれると解されている。

損害賠償を請求する債権者が債務不履行は債務者の帰責事由に基づくことを証明する必要はない。つまり、債務者が債務不履行は（ ）に基づいていることを証明しない限り、同人は損害賠償責任を負う（判例）。

金銭債務については、債務者は不可抗力をもって不履行の責めを免れることはできず（第 419 条第 3 項）、損害賠償額は法定利率または約定利率のいずれか高いほうを基準として算定される（第 1 項）。

損害賠償の範囲は第 416 条による。

新旧第 415 条は以下の通りであるが、相違点について説明しなさい。

現行第 415 条	改正第 415 条
<p>債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。</p>	<p>債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 債務の履行が不能であるとき。 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

〔問題〕

1. 過失により顧客の領収書を紛失した税理士に対しては、民法第 709 条を根拠に損害賠償を請求しうる。この場合、領収書の紛失を（ ）と捉えることになる。同規定によるならば、税理士の過失を証明するのは、損害賠償を請求する者であり、同一人がこれを証明できないとき、税理士は損害賠償を（ ）。
2. 以下の文章を読み、誤りがあれば正しさない。

民法は過失責任主義に基づいている。つまり、過失がない限り、損害賠償責任を負わない。そのため、新型の飛行機のエンジントラブルが生じ、安全性を疑う報道がなされていても、国によって運航が許可され、また、航空会社が国や製造者が定める方法に従いメンテナンスを行っているならば、エンジントラブルで事故が発生しても、航空会社は乗客に対して損害賠償責任を負わない。なお、乗客が民法第 415 条に基づき航空会社の債務不履行責任を追求するときであれ、航空会社は自らの過失の不存在を証明すれば、同責任を免れることができる。これは民法が依拠する過失責任主義の例外である。

〔参考〕

民法とは異なり、独占禁止法³第 25 条第 2 項は無過失責任主義を採用している。そのため、A 社と B 社が行った談合（カルテル）によって損害を被った C 社が、A・B 社に損害賠償を請求するとき、C 社は、A・B 社の過失について証明する必要はない。なお、談合は意図的に行われるのが一般的である。そのため、C 社が民法第 709 条に基づき損害賠償を請求するときであれ、A・B 社の（ ）の存在を証明することは困難ではない（独占禁止法第 25 条が被害者に有利であるという見解は説得力に欠ける）。

なお、独占禁止法第 25 条第 2 項より、カルテル実施企業は、自らの故意・過失の不存在について証明しなくてもよいことが導かれるわけではない。実施企業がこれを証明するとき、裁判所は損害額、つまり、実施企業の責任を軽減することができる。

³ 正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。